平成２３年（フ）第１５０号
青森県平川市尾崎浅井22番地
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９６６号
名古屋市港区稲永５丁目10番７―203号　西稲永荘
債務者　大橋　政美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２４号
愛知県春日井市月見町11番地３　第３ミノタハイツ206号
債務者　大野ビルマこと　ＯＮＯ　ＶＩＬＭＡ　ＭＡＤＲＥＤＥＯ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８２号
熊本市戸島西５丁目２番１―206号
債務者　細川　正勝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９０号
熊本市楠４丁目６番３―347号
債務者　渡邊　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９４号
熊本市小島９丁目１番28号
債務者　大野　雅二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１９号
山口県防府市大字高井255番地の１　高井マンション102号
債務者　市瀬　　一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
山口県防府市大字高井255番地の１　高井マンション102号
債務者　市瀬　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２０号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番４―908号
債務者　齋藤　　聰
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８８号
大阪市港区市岡元町１丁目８番５―303号、前住所大阪市港区市岡元町１丁目６番11―203号
債務者　山田　恭子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１７号
大阪市淀川区西三国３丁目１番５号　マンション吉川６号
債務者　奥村　朋恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９７号
大阪市西区南堀江４―22―１―605、住民票上の住所大阪市大正区泉尾７丁目10番２―902号
債務者　後藤　眞一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９８号
大阪市西成区天下茶屋３丁目19番４号
債務者　岩城千賀子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３３号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目２番37号　シャトー富士703号
債務者　西田　良次
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１８号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―706号、前住所大阪市西成区千本北１丁目18番10号
債務者　坂下　雄一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６１号
大阪府大東市朋来１丁目42番106号
債務者　松尾　賴篤
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６３号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―701号
債務者　大下　信雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６４号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―701号
債務者　大下小夜子（旧姓友成）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部